



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フリードベルク城対フリードベルク市（二・完）：中世後期ドイツの継続的紛争
Author(s)	田口, 正樹; Taguchi, Masaki
Citation	北大法学論集, 62(6), 103-146
Issue Date	2012-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48737
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR62-6_003.pdf



フリードベルク城対フリードベルク市（二・完）

—— 中世後期ドイツの継続的紛争 ——

田口正樹

はじめに

- 一、フリードベルク城とフリードベルク市
- 二、国王による決定（一二世紀後半から一四世紀初め）
- 三、仲裁による解決の試み（一二三〇年代から一三六〇年代）

（以上六二卷五号）

四、仲裁における項目訴訟手続（一二七〇年代から一三九〇年代）

五、ローマ法源の利用（一五世紀初め）
おわりに

（以上本号）

四、仲裁における項目訴訟手続（一二七〇年代から一三九〇年代）

フリードベルクのブルクマン団体と市民団体の対立は、一二七〇年代になって更に先鋭化した。これに対して皇帝カール四世は、ドイツ騎士団のドイツ地区長 *Deutschnmeister* ヨハン・フォン・ハイン *Johann von Hain* による仲裁に服するよう、両者に指示したらしい。

一三七六年九月七日付で、両者がそれぞれの主張を記して仲裁人に提出した文書が伝わっている。城側の訴えは一九の箇条に分けて書かれている。⁽¹⁾ それに対する市側の応答もやはり箇条に分かれており、相手方主張の各条に応答している。城側の訴えは、文書の欠落で最初の四条が不明であるが、市側の応答から再構成すると、①市は都市参事会に入った六人のブルクマン抜きで新たな法と命令を定めた。②市は、そのようにして定めた法を根拠に、ブルクマンとその従者から穀物税 *Mahlgeld* を徴収した。③市は六人抜きで刑罰や贖罪金を定めた。④市は、流通税や荷車税 *Wegegeld* のために城の支配下の *Gärtnen* 「いわゆる *Garten* 地区の住人」を差押えた。⑤市は城の特権に反して、ゼー門 *Seherforten* 前の土地「城と市の西部。ゼー門は市の北西隅で城に近接する門」を、ブルクレーンである（したがってライヒとブルクマンに属する）にもかかわらず、差押えた。⑥市は、城に害になる垣と堀を建設した。これは先の一三四九年の和解および同年のカール四世の証書に反する。⑦市は、城への通路を塞いだ。これは有事の際には市民も

城に避難するのであるから、市民にとっても有害である。そしてこれも先の一三四九年の和解に反している。⑧市は、Armen Räte の所に門「市の西側の門」を一つ設けたがこれも城にとって有害である。大水の時に水が城の方へ入ってくる。市がこれを取り壊さないのも一三四九年の国王証書に反する。⑨市は、市の城壁と堀の外側における建築についても、それを根拠づける証書を示すと約束したにもかかわらず、示していない。⑩市は、城の従属民を市民として受け入れた。市の抗弁にもかかわらず、これは他の都市も行っていないような不法である。⑪市は、ある家を壊す際に、裁判所の *disput* も一緒に壊してしまった。しかもブルクグラーフ、アムトマン、都市参事会に入った六人のブルクマンの同意なしにそれを行った。これは一三〇六年のアルブレヒト一世の文書に違反する。⑫市は、不正な人々 *ungerechte lude* を、古来そうであるように裁判にかけることをしなかった。⑬市は、市民を城へ送り込んだが、それを引き受けることで城に損害が生じた。⑭市は、参審人を補充せず、そのため裁判が滞った。また裁判をブルクグラーフ抜きで行ったが、これは古来の慣行と一三〇六年のアルブレヒト一世の文書に反する。⑮市はまた、ブルクグラーフへの上訴を妨げた。⑯市は、城が有責判決した有害な人間たち *schadegeshafigen luden* に安全通行権 *geleide* を与えた。しかもブルクグラーフの同意なしにそれを行った。これは古来の慣行に反する。⑰市は、先の六人の同意なしに、荷車税と穀物税を徴収した。これは城の特権と証書に反する。⑱市側は、城側を、皇帝カール四世に訴えたが、それに対して城側はフランクフルトで皇帝の前へ出頭した。そこで皇帝は、両者とも、ファルケンシュタイン、ハーナウおよびフランクルト市のもとを訪れて和解に努めるよう命じた。そして和解に達しない場合は、両者とも根拠となる特権状等を持ってニュルンベルクで皇帝のもとへ出頭するよう命じ、そこで皇帝が諸侯の助言を得て決定を下すこととされた。そこで城側は、それに従い、前述の貴族などのもとで和解期日を持つこととし、実際城側と市側はフランクフルトに赴いて交渉を持った。そこでは次にフリードベルクで和解期日が開かれることとなり、市側もそれを受け入れた。ところが

市側は、皇帝のもとへ使者を送り、皇帝から文書を獲得し、皇帝の命令を得た。それによって城側は大きな損害を被った。⑨市は、城内にいる城の従属民や手工業者について新しい定めをしたが、これは古来の慣行に反し城の自由を侵害するものである。アルブレヒト一世の証書にも反する。

これに対して同日付で、市側の応答を記した文書が伝わる。同日付だが、城側の訴えの方が先に書かれて、仲裁人だけでなく市側にも渡されたのであろう。市側はそれに対して次のように応答するのである。①これについては、市側は城側の非難を否定する。六人をまじえて決定したものである。これは一三〇六年の決定にも、一三四九年の和解にも反しない。市側はその根拠として、市の諸特権、諸特権状を引いている。②市は、穀物税についても城側の非難を否定する。これは一三三三年のカール四世の特権状により市に認められた権利であり、城側には何の権利もない。③この点でも市側は、やはり城側の非難をしりぞける。古来の慣行に反したことはしていない。④市側はこれも否認する。これは古来の慣行に反するものでない。むしろ城側の主張は市の特権を害するものである。⑤問題のいわゆる *belang* は城でなく市に属する。このことは市の租税台帳 *bedebuch* で証明できる。⑥壊れた城壁の代わりとして、ライヒのために都市を守るべく設けたものであり、城に害となるものではない。堀も旧来のものを復元しただけで、市が先に行った誓約や市が関係した文書に反するものでない。⑦問題の通路は、良き人々によって、城へでなく市へ向けられたのである。道の防ぎは城に害をなすためでなく、ライヒの都市と市民の身体・財産を守るために設けたのである。これは和解文書に反しない。⑧同門を市は古くから維持してきた。それは新市街区 *vorstad* とその人々を守るためである。門は城を害するものでなく、また城に対して開放する必要もない。城側も大水に備えて橋をかければよい。これらは市の古くからの慣習と自由に反しない。⑨証書の提示について特に期限は定めなかった。⑩正当になしうる以外の形で、ライヒのために都市内に市民を受け入れたことはない。⑪裁判所にも都市にも益にならなかった家を取り壊したものである。そのこ

とで裁判所にも市にも害はない。この件について、ブルクグラフなどの同意は必要でなかった。¹²今までもこれから、不正な人々に対しては正当にそうしうることしかしていない。¹³これについては、市側要求文書の第一項で市の要求を記した。城の主張はライヒの都市を害する。¹⁴むしろ参審人の方に不正がある。また参審人は事案を裁判所から市庁舎へ持つて行って決定することができる。その際、誰かアムトマンが出席することは必要でない。これは古来の慣行と市の自由に合致する。¹⁵市は裁判所をライヒから得た恩恵と自由に沿って保持する。市の行動がブルクグラフ等に反しないことを希望する。¹⁶市は正当に行爲した。安全通行権を与えるのは市の権利である。それによつて有害な人々を助けたわけではない。¹⁷荷車税、穀物税については、とりわけカール四世の特権状にもとづいて徴収しており、またやはりカール四世の証書によれば、それについて城は何ら権利を持たない。¹⁸皇帝が両者に和解を命じた。皇帝は、フランクフルトへ両者出頭して、そこで、ファルケンシュタイン、ハーナウ、そしてフランクフルト市の前で和解するようにと命令したのであった。しかしそこで和解に達することはなかった。両者は更に二名ずつを指名して、彼らが和解交渉を行う。両者とも、和解のために使者を皇帝のもとに送ることを約束した。諸侯にもその旨知らせたところである。ブルクグラフもこのことは知っていたはずである。¹⁹この点は何を非難されているのかわからない。

両者のやりとりの第一八項にあるように、既にこの前に、皇帝の命令による和解の試みが行われていたが、解決に達していなかった。市側文書の第一三項にある、市側がみずからの主張を記して仲裁人と城側に渡したと思しき文書は、その過程で作成されたものであったのであろう。

城と市の対立は、立法、課税、建築、裁判など非常に広い分野にわたっているが、両者の主張は箇条に分けてまとめられた。箇条に分けられた訴えとそれに対するこれも箇条ごとの応答は、ローマ・カノン法学識法訴訟手続の特徴の一つであつて、いわゆる項目訴訟(訴答)手続と呼ばれるものである。³この方式は、正規の訴訟においてだけでなく、仲

裁手続において両当事者が請求を表明し、主張をやりとりする際にも用いられた。ドイツの中ライン地方でも一四世紀前半までには、両当事者ないし一方当事者が聖職者の場合に、教会裁判所や仲裁において、当事者が主張を箇条に分けて表明する例が見られた。⁽⁴⁾これが今や両者の紛争においても、仲裁判決の前にやりとりされているのである。仲裁という方式自体、前述のように教会分野に由来する学識法的技術であったが、そこにおける行動様式も学識法化してきたわけである。

これに対して、ヨハン・フォン・ハインによる仲裁判決の方は、約一年後の一三七七年八月付の証書で伝わっている。⁽⁵⁾発行地はフランクフルトである。それによれば、皇帝カール四世が両者の争いを仲裁するようヨハンに命じた。⁽⁶⁾しかし、両者合意のうえでの解決には至らなかった。それゆえ、両者の訴え、応答、両者が持つてきた証書を参照し、諸侯、伯以下の意見も聞いて、ヨハンが決定したのであるとされている。⁽⁷⁾まず、アルブレヒト一世の定めが遵守されるべきである。両者とも印章を付してその遵守を約束し、また皇帝カール四世および国王ヴェンツェルもその定めを確認したからである。両者が以前に取り決めた一三四九年の和解も遵守されるべきである。この和解とアルブレヒト一世の定め以後は、両者とも何ら新しい証書や自由を得ていないものと見なす。⁽⁸⁾アルブレヒト一世の定め第二項のように、両者とも互いの裁判籍を尊重するべきである。この判決は諸侯、伯以下のもとでも意見を徴して出されたものである。更にヨハンは両者に対して、フリードベルクにおいて三回の期日を指定している。紛争の細部はそこで解決がはかられるということである。以上のように、この仲裁判決は、従来の取り決めが効力を持つことを確認し、具体的な対立点については、解決を先送りするものであった。もっとも、仲裁判決が、一三〇六年の国王裁定と一三四九年の和解のみを有効と認め、市側がその後皇帝から得ていた一三五三年や一三六六年の文書の効力を否定したことは重要である。市側は上述のように一三五三年の文書を主張の根拠の一つとしていたのであって、この決定は、以後の争いを城側有利にす

るものであった。

引き続き九月から一〇月に開かれた、この三回の期日における交渉の様子を伝える公証人文書が残っている⁽⁹⁾。ともに聖職者である、ハインリヒ・フォン・ディレンブルク Heinrich von Dillenburg とヨハン・フォン・ミュンツェンベルク Johann von Münzenberg との二人の公証人が、市側の委託により、交渉内容を記録したものである。第一の期日では、両者ともアルブレヒト一世の定めを守ることを約束したものの、定め解釈では一致しなかった。第二の期日も同様であった。第三の期日も、同様の争いに加えて、この間に新たに作られた建築物について両者の間で争われた。これらすべてについて、市側が公証人に公証人文書の作成を要請した。以下、三回の期日に出席した証人が列挙されている。第一と第三の期日には、ヴェッテラウのラントフォークトというタイトルを持った、フィリップ・フォン・ファルケンシュタイン Philipp von Falkenstein が出席しており⁽¹⁰⁾、第三の期日にはウルリヒ四世・フォン・ハーナウ Ulrich IV. von Hanau 親子も出席している。あとの証人はだいたい聖職者たちであり、最後に二人の公証人が署名している。フィリップ・フォン・ファルケンシュタイン⁽¹¹⁾と、やはりこの頃カール四世の命で紛争解決にあたっていたウルリヒ四世・フォン・ハーナウ⁽¹²⁾が出席していることは、城側および市側の文書の第一八項にあったように、この二人の貴族が以前から和解の仲介者として登場していたことから、理解できるであろう。ラントフォークト職などにあるヴェッテラウの貴族を活用するという一四世紀前半までの王権の態度が、まだ残っているのが見られる。しかし、交渉期日の結果が示すように、城と市の間にはなお係争点が残っていた。

一三七八年二月には、城のブルクマンたちが、市との交渉のための代表者を指定している⁽¹³⁾。すなわち、ブルクゲラーフ、二人のバウマイスター、そして名を挙げられた四人のブルクマンの合計七人が指定され、彼らの権限などが定められた。この間、カール四世は、一三七八年三月にライン宮中伯ループレヒト一世をヴェッテラウのラントフォークトに任命

し、市に服従を命令した。⁽¹⁴⁾ 皇帝は同年五月にも、再度市にループレヒトに従うよう命令している。⁽¹⁵⁾ 市側からの抵抗があったのかもしれない。

このループレヒトによつて一三七八年六月に仲裁判決が下されるのであるが、その前に、城と市がそれぞれ作成して相手とループレヒトに渡した文書が伝わっている。城側の文書によれば、ループレヒトは、オッペンハイムにおいて城側の訴えを聞いた。全体は、やはり箇条に分かれた訴えとなっている。①六人のブルクマンが都市参事会に入り、アルブレヒト一世の定めにあるように、租税・債務関係以外の事項については、彼ら抜きでは決定できないことになっているはずである。しかし市は、彼ら抜きで新たな法、命令、刑罰、禁令を定め、また市民の出の者たちを市内の教会のポストに就けた。これらすべてはアルブレヒト一世の定めに反する。②市は穀物税と荷車税をブルクマンとその従者からも要求したが、それは前述の六人のブルクマンの同意を得たものではない。六人の同意を得ているとしても、これらの税は消費税 *Ungeld* と同じであり、城はそれからは特権状により免除されている。③市は「城の西部に隣接する」いわゆる *Garten* 地区に住み、城に従属する *Gärtner* から流通税と荷車税を要求し、そのために *Gärtner* に対して差し押さえを行ったが、それも六人の同意を得ておらず、またそれはアルブレヒト一世の定め第六項に反する。④市は、シュルトハイスは城の裁判所で訴えを起こせないこととした。また市はシュルトハイスは参審人になれないものとしたが、これは古来の慣行に反する。これらすべては六人の同意なしに行われた。⑤市は、シュルトハイスに裁判を強制した。⑥クルマン・アルハイマー *Kulman Alheymer* が、都市の裁判所で判決を得られなかった。⑦市は、参審人を補充せず、裁判を都市参事会のもとへ持ち込み、ライヒのアムトマンの関与なしに裁判した。これについても六人の同意はない。アルブレヒト一世の定めにあるとおり、六人の同意が必要なはずであり、その侵害に対しては罰金 *peine* が支払われるはずである。⑧市は、ライヒのアムトマンの関与なしに高額の贖罪金を取り、しかもそれをアムトマンに送らなかつ

た。これは慣行に反する。⑨市は、ブルクグラーフの同意なく、街道強盗に安全通行権を与えた。城が有罪判決した者に安全通行権を与えることは、城を害するものである。⑩市は、六人の同意なしに、城の証書、特権、自由を侵害した。これはアルブレヒト一世の定めに反する。⑪市は不正な人々を裁判にかけなかった。⑫市は、ゼー門前のブルクレーンを差し押さえた。⑬古来より、城に不利になるような建物は建ててはならないことになっている。したがって聖カタリナ教会の塔は取り壊されるべきである。皇帝ルートヴィヒ四世の「一三三二年の証書」にもあるように。⑭更に市は、新しく囲い *blanken* を建てたがこれも取り壊されるべきである。建築について、市は、以前「一三四九年」に城と和解を結び、証書を渡した。そこで市は、アルブレヒト一世の定めを守り、城に害となる建物は建てないことを約束した。これについてはカール四世も証書を出した「一三四九年」。にもかかわらず市は再び建築をしたので、城は古来の慣行と上述の証書により取り壊しを求める。⑮取り壊されるべき建築物としては、Armen Ruwe 近くの門、およびシュピタール橋 *spitalbrucken* 近くの門と囲い *blanken* がある。これらは城に害がある。特に大水の際に危険である。⑯更に、いくつかの、城に害となる建造物が撤去されるべきである。⑰また市は、古来の慣行および皇帝ルートヴィヒ四世の証書「一三三二年の決定」に従ったやり方で参審人を選んでいない。⑱市は、城に住む城の従者の権利を侵害している。これは、アルブレヒト一世の定めの第八項およびカール四世の特権状に反する。

城側は、やはり立法、租税、建築、裁判などの幅広い分野で市側の不法を指摘しているが、内容は先の一三七六年の訴えと重なるところが多く、ヨハン・フォン・ハインによる仲裁判決が問題の解決にならなかったことがわかる。

これに対する市側の応答は、一部だけしか伝存しない¹⁷。①アルブレヒト一世の定めはそのようには解釈できない。それはただ六人が都市参事会に入るべしと言っているだけである。彼らの同意が決定に必要とは言っていない。今まで六人抜きで、ラントフリーデや都市同盟の締結などさまざまな問題を扱ってきた。市側も、その行動について、アルブレ

ヒト一世の定めを根拠にしうるのである。②市はライヒの許可なく穀物税や荷車税を徴収したことはない。これは古来の慣行と皇帝・国王の特権に合致している。しかもこれらの特権によれば穀物税と荷車税は市のみに属する。これも古来よりの慣行である。これらの金額なしには都市の債務が償却できず、城壁、建物、橋、道路などが維持できない。③Gärner から古来の慣行以外の流通税や荷車税を徴収してはいない。城の主張は市の特権に反する。⑧については、市は、古来の慣行以上の新しい贖罪金を取ってはいない。⑩については、ライヒから市にさまざまな特権が与えられており、それらはアルブレヒト一世の定めに反しない。市側の応答の文書は、ここで中断しており、以下は残っていない。市側は、城側の主張のうち、少なくとも④から⑦、および⑨については、反論しなかったようである。

こうした主張を受けて、一三七八年六月、ライン宮中伯ループレヒト一世が仲裁判決を下した。^⑮①両者の争いについて、皇帝カール四世がループレヒトに、両者の言い分を聞き決定するよう命じた。両当事者とも争いをループレヒトに預け、彼の決定に服従することを約束した。ループレヒトは両者の主張を聞き、出された証書を見て、結局両者の同意を得て、以下のように決定した。^⑯つまり最終的には、rechtによる（＝両当事者の同意を得ない）決定ではなくmineによる（＝両当事者の同意を得たうえで）決定になったわけである。②穀物税については、ブルクマンは、城にあるものであれ都市にあるものであれ、その資産の果実について穀物税を払う必要はない。ブルクマンの従者とGärtnerも城とGarten 地区にある資産の果実については穀物税を免除されるが、彼らが市内と新市街区 Vorstadt に有する資産からの果実については穀物税を支払うべきである。③外ウーザー門 usersen Userporten 「市の北東隅の城に近接した門」の門番は、自由に通行させることを城と市に誓約すべきである。④市は、新市街区の防備のために城壁と門を建設してよい。⑤ゼー門のかんぬきをかける者も、同様に誓約すべきである。⑥市に新たに居住する者は、それまでの市民と同様の誓約をなすべきである。⑦裁判所役人 gebutel とその従者は、税と奉仕から免除される。⑧ブルクグラフと参審人が一

人の裁判所書記を任命する。書記は裁判所で扱われた事柄を台帳に記録する。台帳は二つの鍵で管理され、一つはブルクグラーフないしその代理たるシュルトハイスが、もう一つは参審人の一人が持つ。今後二年はこの体制を続ける。その後はブルクグラーフと参審人で良いように定めることとする。⑨荷車税については、ブルクマンはこれを払わなくてよい。ブルクマンの従者と Gärner も同様である。ただし彼らが報酬を得て、または購買した商人財を運ぶ場合は、荷車税を支払うべきである。⑩市民の受け入れについては、ブルクマンは今後三年は市民を城に受け入れないこととする。⑪いわゆる Bifang については、カツツエンエルンボーゲン伯ヴィルヘルムが実地を調査して、ループレヒトに報告する。それにもとづいてループレヒトが決定する。⑫六人のブルクマンは都市参事会に入り、市は、租税・債務に関する事項を除いては、何事も彼ら抜きで決めてはならない。本来アルブレヒト一世の証書にあつたように。しかし市は緊急の場合、彼らの関与なしに、諸侯などに使者を送つたりしてもよい。また書記・従者・門番などの任命、都市の定期金などの設定、封の授与、病院の設置、戦争、城に害にならない建築などを六人抜きでやつてもよい。⑬ halgelt と呼ばれる流通税の四分の一は城に、四分の一は市に帰属する。残る二分の一はフォン・カルベン Von Karben の取り分である。⑭ブルクマンが納税義務のある家を市内で購入した場合は、やはり市への納税義務がある。⑮両当事者は、すべての争点について和解した。⑯両者とも、アルブレヒト一世の定めを守るべきである。⑰ヨハン・フォン・ハインの成立させた和解 *sune und rüchunge* も遵守されるべきである。⑱最後に、両当事者も以上の内容が両者同意によるものであることを宣言する。

以上のように、このときの決定は、市による課税の範囲、建築、市内の参審人裁判所の体制、都市参事会に入る六人のブルクマンの同意と市側の行動の自由との関係などについて、この時点で両当事者が折り合える内容をまとめたものとなっている。しかし、両者が合意できなかった争点は、未解決のまま次の国王ヴェンツェルの治世にも残ることになっ

た。

国王ヴェンツェル⁽²⁰⁾は、一三八五年一月、バーメン（ボヘミア）のカルシユタインからライン宮中伯ループレヒト一世に對して、マインツ大司教アードルフとともに、または単独で、城側と市側の両者を呼んで主張を聞き、紛争を解決するよう委任した。⁽²¹⁾国王は、大司教アードルフにも同様に書き送った、と述べている。⁽²²⁾一三八一年から一三九〇年まで、ナッサウ伯ループレヒトがヴェッテラウのランフトオークトの職にあったが、彼はこの時期の両者の紛争解決には姿を現さない。一方、この頃、マインツ大司教アードルフは、国王ヴェンツェルと良好な関係にあった。⁽²⁴⁾

一三八六年七月一日の日付で、城側の主張が伝わっている。⁽²⁵⁾文書は、上述のマインツ大司教アードルフとライン宮中伯ループレヒト一世の二人にあてられている。やはり二〇数項目にわたって、城側の要求が展開されている。①城と市の関係については、アルブレヒト一世が定めて証書化した和解^{sume}があり、それはその後の皇帝・国王たちによっても確認され、城が得た証書と特権状でもその効力がうたわれており、市側もフランクフルト市も印章を付した文書「一二三四年五月の和解証書」でその遵守を約束したところである。ここで城側は一二三〇六年の決定のうち、都市参事会に入る六人のブルクマンについての条項を引用し、その後この点について争いがあつたが、ヨハン・フォン・ハインの決定により一二三〇六年の決定の遵守が改めて定められたことを述べる。更にライン宮中伯ループレヒトの、皇帝カール四世の意を受けた決定により、ヨハン・フォン・ハインの決定が効力を保つべきこと、および一二三〇六年の決定が遵守されるべきことが定められた。ここで城側はまた、一三七八年六月のループレヒトの決定の第一二項を繰り返す。城側はこうした経過を改めて知らせるものである。②市側は、城の裁判所で得られた判決を一年以上実現しなかった。都市参事会は、裁判上の決定に際して、六人のブルクマンの意見も、ブルクグラーフの意見も聞かなかった。都市参事会は、フリードベルクにおける最高の役職であり裁判官であるブルクグラーフの権限を侵害した。③市側は、やはり六人

のブルクマンの同意なしに、都市同盟に加わった。④市側は、やはり六人の同意なく、罰金と贖罪金を徴収したが、これは城、ブルクグラーフ、そのシュルトハイスの権利を侵害するものである。⑤市側は、六人の同意なく、ある市外の者を捕らえ、拷問し *gemartelt*、贖罪金を取ったが、これはやはりブルクグラーフの権利を害するものである。⑥市側はまた、裁判でフリードベルクから追放された者たちを、六人やアムトマンの同意なく、また裁判によるのでもなく、再び市内に受け入れた。⑦市側はまた、六人やブルクグラーフの同意なく、また裁判によるのでもなく、人々を追放した。⑧市側はまた、裁判所廷吏 *gerichtetes knechte* の関与なしに、市内で人々を逮捕した。⑨市側はまた、捕らえた人々を拷問したうえで *marteln und foltern* また釈放したが、それらをフリードベルクにおける最高の裁判官であるブルクグラーフにも知らせず、裁判所廷吏をも関与させずに、行った。⑩市側はまた、拘束した人々から、裁判によらずに債務を取り立てた。⑪市側はまた、市民に対する訴えにおいてマインツ大司教の教会裁判所で応訴しないという誓約をさせたが、やはりそれを六人の関知しないところで行った。⑫市側はまた、非行を働いたユダヤ人と市民を、六人とブルクグラーフの関与なく、逮捕し、拷問し、後にユダヤ人を釈放した。ブルクグラーフはユダヤ人に対しても権限を有するにもかかわらず、そのようにしたのである。⑬市側は、カール四世の証書によって免除されているはずなのに、ブルクマンの一部から、穀物税、荷車税、流通税を徴収した。⑭市側はまた、ブルクマンの従者を裁判なしに市内で捕らえ、市庁舎 *rathus* に拘留していまだに釈放しない。⑮市側はまた、城に属するはずの水流を断ち切った。⑯市側はまた、裁判なしに、ゼー門とその堤防の前で差し押さえを行ったが、その付近はライヒのアイゲンとブルクレーンとして城に属するはずである。⑰市民たちはまた、Gittenにある彼らの財産について、城への奉仕を行わなかった。ここで城側は一三〇六年の決定の第六項を繰り返している。これに反しており不法であるというのである。⑱市側はまた、ライヒと城のアイゲンである Armen Ruwe で建築し堀を掘った。これは城にとって有害であり、城側は撤去を要求し

たが、市側は文書で定めたにもかかわらず、それを実行しなかった。その文書「一三四九年五月の和解文書」にはフランクフルト市も印章を付しており、この件について城側はまたカール四世の文書「一三四九年六月の国王証書」も持っている。⑲市側はまた、ブルクマンが市外に持つ従属民をいわゆる市外市民として受け入れ、彼らの裁判籍を都市に置こうとした。⑳市側はまた、ブルクグラーフとその裁判に服従しようとしないうちに市民を市に受け入れた。これはループレヒトの決定文書「一三七八年六月の文書」に反する。㉑市側はまた、ゼー門を閉じ、それによって城の Giebel や馬の往来を妨げた。㉒市側はまた、皇帝カール四世の証書によればブルクグラーフに属するはずの安全通行権を侵奪した。㉓市側はまた、非行事案について、裁判所廷吏を関与させようとしなかった。㉔特に、市側は、ライヒの裁判所に、裁判役人 *judge* を任命したが、裁判所にシュルトハイスや裁判所廷吏を任命するのはブルクグラーフの権限である。この件について市側は城を都市同盟に訴え、都市同盟は、添付した写しを城に送ってきた。それに対して城側も、「一三〇六年の」国王アルブレヒトの文書にあるように、六人のブルクマンは不法を国王に報告すべきはずである、と反論した。また、城は都市同盟のもとで聴取されるべきでなく、城も市もライヒの前で聴取されるべきである、とも反論した。城側はこの不法を知らせるものである。

以上のように、城側の主張は、裁判権の行使にかかわる問題を中心に多岐にわたっているが、都市参事会に入る六人のブルクマンの関与の程度、都市による課税、都市による建築と門の開閉など一三七〇年代にも争われていた問題分野について、なお対立が続いていたことがうかがわれる。城側は、一三〇六年の国王アルブレヒト一世の決定を初めとする従来の経過を詳しく述べ、それらを記した証書等に単に言及するだけでなく、一部はそのまま引用して論拠として用いている。この時点で城側は、過去の文書の文言をより直接的に利用するようになってきているのである。また、城側が、市が都市同盟に加入したことや、市が城を都市同盟に訴えたことをも非難している点は、この時期の、シュヴァー

ベンおよびラインの都市同盟と諸侯・貴族との間の緊張の高まりを反映するものと言えよう。⁽²⁶⁾

この後の対立の展開であるが、同年七月一九日付のループレヒト一世の証書によれば、国王の委任を受けて、ループレヒトとアードルフは、七月一七日、ハイデルベルクに期日を設定して両当事者を召喚した。ただしアードルフは、期日に出席しなかった。ループレヒトの証書は簡単に手続の進行を描いているが、両当事者が出頭した際に、市側は、城側の要求のうちの裁判所役人 *geburt* についての一箇条のために出頭した、と述べた。市側は、城側の訴えに全面的に応答することは避けたわけである。上述の城側の主張文書からしても、この問題が当時とりわけ争われていたことはいかがわれる。しかし両当事者は、この問題に関して一致しなかった。それに対してループレヒトは、両者が一致しないので決定を下すことができないと述べて、決着を断念している。⁽²⁸⁾ 前述の一三七八年六月の決定と同様に、両者合意のうえでの解決がここでもめざされているのである。

翌一三八七年五月には、両者の争いについて更に決定が下された。市側が出した証書の第一項によれば、⁽²⁹⁾ 両者は仲裁人(両者とも二人ずつ指定し、かつそれぞれ同じ二人を指名するが、この最後の二人は合わせて一人と見なされるので、数としては五人による決定ということになる)を指定し、彼らが両者の同意のもとに決定したのであった。⁽³⁰⁾ 決定の内容は大略以下のとおりである。②裁判所役人 *Burg* の任命方法。ブルクグラーフ、参審人、六人のブルクマンなどがそれぞれいかに関与すべきか。また任命された裁判所役人がなすべき誓約。③処刑人を呼んだときの費用は市側が負担する。拷問の際にはブルクグラーフがシュルトハイスが立ち会い、裁判所役人も助ける。ループレヒトの文書「一三七八年六月の決定文書」にあるように、裁判所役人とその従者は税と奉仕から免れる。④差押等の際に裁判所役人とその従者に支払われるべき手数料の額についての詳しい定め。また、市外から販売するための物資を運び入れた際に、支払われるべき税についての詳しい定め。⑤都市の参審人裁判所には書記が一人置かれることとされ、彼が裁判所における決定を

記録する。その記録簿は二つの鍵で閉じられ、ブルクグラーフないしシュルトハイスが一つ、参審人がもう一つの鍵を持つ。書記に支払われるべき手数料についての定め。⑥書記の決定について。ブルクグラーフと参審人一人が誰が書記になるかを決める。一致しない場合は、ブルクグラーフがもう一人参審人を選び、参審人側も都市参事会に入っている六人のブルクマンの中から一人を選び、この四人（ブルクグラーフ、ブルクマン一人、参審人二人）が決定する。彼らの多数が一致できない場合は、彼らがそれぞれ三個のサイコロを振り *werftin mit dryn worfeln*、最も多くの *die meisten augen* を出した者が決する。⑦都市の参審人裁判所における結審と判決言い渡しの方法について。非行の裁判については、ブルクグラーフまたはシュルトハイスの出席が必要である。⑧ブルクマンと市民が互いを敵としてフエーデ行為を始めた場合には、ブルクグラーフと市長が停止を命じ、当事者は命令に従うべきこと。⑨市も城も、互いの敵に安全通行権や保護を与えてはならない。

このように、決定は、都市内の参審人裁判所の構成とそこでの裁判権行使の態様について、両者の合意の結果を詳細に記すものとなっている。前述の城側の要求と市側の対応からは、当時、裁判の問題がとりわけ激しく争われていたと思われるが、この点について、とりあえず折り合いが付けられたのであった。

しかし、他の争点は未解決であったから、対立はその後も続いた。

一三八八年一〇月、国王ヴェンツェルはベーメンのベラウン *Beraun* から、ブルクマンとその従属民および城の *Gärtner* が、従来同様の諸権利と諸自由を享受するべきことを確認し、特に市側に対してその侵害を禁止した。⁽³¹⁾ ヴェンツェルはまた、同日付の文書で、マインツ大司教アードルフに、期日を設定して、城と市の両者の訴えと応答等を聴取し、両当事者の同意を得て、あるいは同意なしに、争いを決定するよう命令した。⁽³²⁾ 大司教アードルフ自身、当時国王宮廷に滞在しており、⁽³³⁾ おそらく国王は大司教とも協議したうえで、彼を仲裁裁判官として指定したものである。当時、

ライン宮中伯ループレヒト一世が、はっきりと諸侯・貴族の同盟の側に立っていたのに対して、大司教アードルフは中立的な立場を維持していた。⁽³⁴⁾ 今回の仲裁人指定がアードルフのみであることは、このような状況とも関係していたものと思われる。

これを受けて、一三八八年一月六日付で、城側から市に対する訴えの箇条を、マインツ大司教に知らせた文書が伝わる。⁽³⁵⁾ 文書は、国王ヴェンツェルが城と市の争いに関してマインツ大司教アードルフを仲裁裁判官として指定したことを冒頭で確認したうえで、⁽³⁶⁾ 二九項目にわたって、城側の訴えを列挙する。内容は、一三八六年七月の城側の主張と重複する部分が多く、課税、建築、門の開閉など幅広い問題が、この間未解決であったことがわかる。城側は、やはり、これまでの特権状や和解文書を逐一引用しつつ、主張を展開している。

それに対して、一三八九年一月一四日付で市側から城に対しての訴えを記した文書が伝わる。⁽³⁷⁾ 文書は、国王ヴェンツェルがマインツ大司教アードルフに命令を出した時点での、市側の要求を記したものとされている。市側は、二五項目にわたって、城側の略奪・暴行・市民の不当逮捕、いわゆる *Reis* 地区の帰属、市による課税に対する城側の不当な抵抗、市からの逃亡者の城への受け入れ、などについて要求を展開しているが、その際、一三〇六年の国王アルブレヒト一世の定めや一三七八年のライン宮中伯ループレヒトの仲裁を参照し、また非行を犯したブルクマンの名前を個別に挙げて主張を行っている。更に、一月二八日付で、先の城側の訴えに対する市側の応答、⁽³⁸⁾ および先の市側の訴えに対する城側の応答⁽³⁹⁾ が伝わる。城側の応答は明示的にマインツ大司教アードルフにあてられており、城側はエルトヴィルで大司教の前で文書の通り陳述したとされている。⁽⁴⁰⁾ これらの文書では、城も市も互いに相手の要求箇条に対して逐条的に詳しく反論を展開しており、項目訴訟的なやりとりはここで更に深化している。しかし、この後、一三九〇年二月に大司教アードルフが死去し、⁽⁴¹⁾ 仲裁の手続は停止したものとと思われる。

そこで国王ヴェンツェルは、一三九一年一月に、城に対して、ライン宮中伯ループレヒト二世に決定権をゆだねたことを知らせ、ループレヒトが設定する期日に市側とともに出頭して、彼の判決に服するよう命令している⁽⁴²⁾。この後、市側は、ループレヒトに対して、先の一三八九年一月一四日の訴えを繰り返したらしい。先の文書の大司教アードルフに関する箇所をループレヒトに書き換えた小片が付された写しが伝わっている⁽⁴³⁾。

一三九二年三月には、再び市側から城に対する六項目の訴えを記した文書が出されており、同じ頃、城側から市側に対する六項目の訴えを記した文書も伝わる。これ以前に両者は、フリードリヒ・フォン・リスベルク Friedrich von Lissberg、E・ハン・フォン・リンデン Johann von Linden⁽⁴⁶⁾、ヘルマン・フォン・カルベン Hermann von Karben の三人を仲裁人として合意したようである。市側は、Bifang や税の問題につき前述の一三八九年一月の要求をくり返した他、課税案件に関する六人のブルクマンの権限、市民としての誓約、市民の城への受け入れ、城の裁判所の管轄などについて城側を非難した。一方城側は、六人のブルクマンの権限、穀物税・荷車税の課税、安全通行権、市の参審人裁判所の運営などについて、市側を非難した。更に、城側の訴えに対する市側の応答⁽⁴⁷⁾、および市側の訴えに対する城側の応答⁽⁴⁸⁾が伝わる。いずれも、先の三人による仲裁の枠内で出されたものであり、やはり相手方の主張に対して逐条的に反駁している。

この後、両者の間では、いったん合意が成立したらしい。一三九四年五月、国王ヴェンツェルはベーメンのベツトルン Butten で、両者が八年の期間で結んだ和解を確認した⁽⁴⁹⁾。和解は文書化されたようであるが、伝わっていない。ただし、この八年の間に、国王が和解を撤回・破棄する権利が留保されている⁽⁵¹⁾。八年の期限付きということは、暫定的な紛争停止を目的とした内容の和解だったのではないかと思われる。

一三九五年六月には、上記のリスベルク、リンデン、カルベンの三人の仲裁人により、仲裁判決が下された⁽⁵²⁾。上の

一三九二年の両者の訴えと応答が、この三人による仲裁の枠内で提出されたものであったことを考えると、かなり長く時間がかかってようやく仲裁判決に至ったものである。判決は、この間の両者の応答や文書提出などの経過を述べた後、市側の訴え項目の順序に従って、その決定を述べている。

両者の間では更に歩み寄りが見られた。この後一三九五年七月三〇日、城は市に対して、年四〇〇グルデンの支払いと引き替えに、一〇年間ワインとビールから税を徴収することを認めている。⁽⁵³⁾ 争われ続けていた課税問題について、城側が一定の譲歩を行ったことになる。一方、同日付の証書で、市は、両者の争いの解決を今後一〇年、一四〇五年九月までの間に達成することに同意している。⁽⁵⁴⁾ まず今年、三回の期日を設けることが予定されている。とりあえず、急を要する税の問題についての妥協して、あとは時間をかけて交渉しようということであろうと思われる。しかし一〇年というかなり長期の期間がとられていることを考えると、先延ばしの感が強い決定である。

城と市の間では、なおも争いが絶えなかった。一三九九年五月、国王ヴェンツェルはプラハで、市側にあてて文書を出している。⁽⁵⁵⁾ それによると、フリーベル・エンゲル Friebel Engel、ヴァルター・シュヴァルツエンベルガー Walter Schwarzenberger とこう二人の市民が武装して城に侵入した件について、城と市の間で争いとなり、両者がそれぞれ主張を国王に伝えた。国王は、ブルクグラーフとこの二人の市民を宮廷に召喚したが、出頭は実現しなかった。⁽⁵⁶⁾ そこで国王は、シュヴァルツブルク伯ギュンターをこの件についての仲裁裁判官として指定し、彼の決定に従うよう市に命令した。⁽⁵⁷⁾ この時期、市側は都市の書記を国王宮廷に送っており、おそらく市側が働きかけて、この仲裁裁判官指定を国王から得たものと思われる。シュヴァルツブルク伯が仲裁裁判官として指定されているのは、シュヴァルツブルク伯へのフリードベルク市の質入れが、この時期もなお継続しているからであろう。⁽⁵⁸⁾ しかし、シュヴァルツブルク伯がどのような決定を下したかは不明である。⁽⁵⁹⁾ 一三九九年八月にも、国王ヴェンツェルはプラハで、市と城に、マインツ大司教ヨハ

ンが争いを決定するまで平和を保つよう、命令している。⁽⁶⁰⁾このときには争いは、建築その他についてのものと形容されている。⁽⁶¹⁾証書によれば、国王は、紛争を仲裁人として *nine* または *recht* により決定するよう、ヨハンに全権を与えた。ただし、以前に、シュヴァルツブルク伯ギュンターに解決委任していた部分は除くとしている。⁽⁶²⁾大司教ヨハンによる仲裁判決についても、何も知られていない。⁽⁶³⁾

しかしこの後、帝国内では、一四〇〇年八月に国王ヴェンツェルの廃位という大きな事件が起きる。⁽⁶⁴⁾おそらくそれによって、シュヴァルツブルク伯やマインツ大司教による仲裁も中断したのであらうと思われる。

この後、新しい国王ループレヒトみずからによる仲裁が試みられることになる。⁽⁶⁵⁾ベーメンの貴族反対派の存在などのために、ベーメンから外へ出て来られないことが多かったヴェンツェルに対して、彼を廃位して国王に選ばれたループレヒトは、一般に紛争解決の分野などでより積極的な統治を試みた。⁽⁶⁶⁾ヴェッテラウに関しても、そのような姿勢が見られる。彼の治世の特に前半には、ヴェッテラウのラントフォークトとして任命された、彼の腹心のヘルマン・フォン・ローデンシュタイン Hermann von Rodenstein が、かなり活発に活動していることが知られる。⁽⁶⁷⁾国王自身、一四〇〇年一月にフリードリヒに滞在し、市と城のために諸特権を確認しており、⁽⁶⁸⁾加えて一四〇四年には、市に対して、質受け主であるシュヴァルツブルク伯に税を支払うのを禁止し、国王在世中は彼に税を支払うよう、命じている。⁽⁶⁹⁾このような状況において、国王自身による紛争解決が試みられることとなったのである。

五. ローマ法源の利用（一五世紀初め）

まず、一四〇三年二月一日付で、市から城への訴えが伝わる。⁽⁷⁰⁾訴えは二三項目にわたっているが、第二三項によ

れば、既に一四〇二年八月一日に、ハイデルベルクの国王ループレヒトの前で期日が設定され、そこで城側の代理人二人が市側を非難していた。今回の市からの訴えの大半は、一三九〇年代から一四〇二年までのブルクマンの個別具体的な非行に対する非難で占められている。

これに対して、二月二一日付で、城から市への訴えを記した文書が残る。⁷⁾国王ループレヒトに提出されたものである。①まず一三四九年の和解と一三四九年の両者の合意(城に害となる建築物の撤去)を宣言したカール四世の証書を全文引用する。②更に一三七七年のヨハン・フォン・ハインの仲裁判決の第四項(一三四九年の和解の効力を確認)、一三七八年のライン宮中伯ループレヒトの仲裁判決第一七項(ヨハン・フォン・ハインの仲裁判決の効力を確認)、同じループレヒトの仲裁判決第三、四、五、一二項(門の自由通行、門の建設、六人と都市参事会の関係)を引用する。③これらすべてが国王ループレヒトにより確認されている、として前述の一四〇〇年の国王証書を引用する。④以上の証書からして、市が建設した教会の二つの塔は違法である。市は教皇とマインツ大司教の許可を受けたと言っているが認められない。⑤同様に市内の別の塔も取り壊されるべきである。⑥同様に、これまでの証書によれば、市が「市の南の」マインツ門 Mainzer Tor 前に設けた城壁と塔は取り壊されるべきである。⑦新市街区 Vorstadt の城壁も取り壊されるべきである。これまで、城一つ、市一つであった。⑧城側は本来、市内への自由な通行路を持っていたはずであるが、今や市側によって妨げられている。⑨市側は、都市同盟に加入して、ライヒに属する選挙侯であるライン宮中伯ループレヒトに敵対したが、それを都市参事会にいる六人のブルクマンの同意なしに行った。⑩市は以上のような行動をやめていない。⑪市側は上述の証書と和解に反する行為を続けている。⑫城と市の争いについては既に故皇帝カール(四世)のもとで和解が成立したところであるが、その文書によれば市によるそうした建築は城に害となるものとされている。⑬それに対して市側が皇帝法 *keiserlichen rechten* を持ち出すのであれば、それを理解できない城側はそれを望まない。

むしろ皇帝の和解証書が有効であるべきである。⁽¹⁴⁾更に、根拠文書として、一三七六年六月に皇帝カール四世が城側に従来の諸特権を確認した特権状の一部を引く。⁽¹⁵⁾市側は建築を古来のものと主張するが、従来の特権状でも認められていない。城側が既に国王ヴェンツェルのもとでも訴えたとおり、市側の建築は不法な拡張である。⁽¹⁶⁾市側は城側の了解を得ずに人々を逮捕し、尋問し、拷問しているが、これは和解証書の条項に違反している（一三八七年五月の和解文書が引用される）。⁽¹⁷⁾市側は、市民に債務を負った城の従属民を、本来の裁判官であるブルクグラーフではなく、別の裁判所に訴えた。⁽¹⁸⁾市側が市内および市外に設けた道路についても、城側は請求する。⁽¹⁹⁾これら道路は、城にとっても外来者にとってもむしろ害になっているが、にもかかわらず市側は荷車税を徴収しようとしている。⁽²⁰⁾市側は夜間に武装して城の橋を襲撃したが、これは引用された国王アルブレヒトの証書に反する。⁽²¹⁾城側は証書を遵守するように申し入れたが、その後も実行されていない。⁽²²⁾市内の参審人による裁判が十分に行われていない。⁽²³⁾ブルクグラーフも都市参事会に入っている六人のブルクマンも、参審人が就任にあたってする宣誓について関知していないが、国王アルブレヒトの証書によれば六人のブルクマンは万事について立ち会うことになっているのだから、これは不当である。⁽²⁴⁾以上の要求は既に国王ヴェンツェルのもとでもなしたところであるが、何ら解決しなかった。それによって城側は損害を被ったが、その損害についてもやはり市側に請求する。前述のように、既にヴェンツェル治世末期に争点化していた建築の問題を中心に、市側への非難が、展開されている。

一四〇四年一月一七日付で、これに対する市の応答が伝わる。⁽²⁵⁾この文書は、大量にローマ法源を引きつつ、市の反論を記している点で興味深い。前述の城側の主張の第一三項にあるように、今回の争いでは既にこの時点よりも前に、市側はローマ法を論拠として持ち出す姿勢を見せていたようであるが、ここでそれが全面展開されているのである。⁽¹⁾城側はこれらの文書をずっと持ち出してこなかった。四六年以上の間持ち出さなかった。そうした沈黙により、これらの

証書は効力を失ったことになる。そのことは書かれた皇帝法(「ローマ法」)によっても証明できる。⁽⁷⁶⁾ また城側は、これらの文書を根拠に、城に害になる建物は建てられないと主張しているが、その判断には従えない。むしろ最高の裁判官である皇帝を根拠として呼び出しうる。つまりそれは、書かれた皇帝法から明らかなところである。⁽⁷⁷⁾ ②まず、城側は市がヨハン・フォン・ハインのもとでの和解を遵守していないと主張しているが、これに対しては市としては応答の責を負わないものと考ええる。国王アルブレヒトの定めおよびライン宮中伯ループレヒトの定めを、市側は遵守している。むしろ城側がそれらに違反していることは、市が既に主張したとおりである。③市の諸特権は侵害されてはならないはずである。⁽⁷⁸⁾ ④市はずっと昔から教区教会を建設してきた。そして二〇年以上前に二つの塔を建設した。これは城の害となるものでない。これに対して、城側は、一三九九年に至るまで異を唱えなかった。その当時、市側としては、この件で国王の前で城側と交渉する用意があった。その後、マインツ大司教ヨハンによる仲裁の試みがあった。市側はこれを受け入れるつもりであったが、しかし城側が仲裁に同意しなかった。教会は、教皇、国王、マインツ大司教の保護のもとにある。これを侵害するような証書は、教会法と皇帝法に照らして無効である。⁽⁷⁹⁾ また市による塔の建設も違法ではない。⑤これについても市としては関知しないところである。もし城側が実力で塔を破壊し撤去したのであれば、それは違法である。⑥マインツ門の前の部分を市が城壁を築いて囲んできたことは、正当になされたところであり、一四〇二年まで六〇年以上にわたって既に行われてきた。これに対して城側は何ら異議を唱えてこなかった。またそれは和解文書等に違反することでもない。この点については、皇帝カール四世の文書にもかかわらず、書かれた皇帝法を根拠とすることができる。⁽⁸⁰⁾ また城側は、建築が城にとって有害であると主張するかもしれないが、市としてはそうした主張を認容する義務はない。この点、やはり根拠法文をあげうる。⁽⁸¹⁾ ⑦塔の建設は理由のあることである。交易などにとって有益なのである。ブルクマンも城壁や門を行き来できる。これらは城に有害ではない。従来の和解や約束にも反しない。書かれ

た皇帝法にもあるように、これら建造物は適法に存続できる。⁽⁸²⁾ 既存の物を保護するのと新たに建設するのでは、大きな違いがあるからである。⁽⁸³⁾ また、禁止しうるにもかかわらず明示的に禁止しなかった者は、それを認めたことになる。⁽⁸⁴⁾ このことは教会法からも言える。⁽⁸⁵⁾ 城側は本来、市に対して自由な入口を持つていなかった。⁽⁸⁶⁾ また、市側は、助言にしたがつて塔を建て替えたものである。また塔は城と市の間ではなく、市の別の側に立っているのである。塔は城に害となるものではないし、この件で市側は和解文書に反することもしていない。城側は一年以上、反論もせずにくたいたのである。塔の建築が合法であることは書かれた皇帝法によって証明できる。⁽⁸⁶⁾ この件に関する城側の認識は法的効力を持たない。⁽⁸⁷⁾ ⑧市側が城側に対して市内への自由な通行を妨げたことはない。建築に関しての城側の要求はすべて不当である。皇帝法が認めているように、市内外における建築が認められるべきである。市の防御施設や城壁の建設は、何か特権によって妨げられることはない。⁽⁸⁹⁾ また、市が新市街区を城壁で囲むことも認められるべきである。⁽⁹⁰⁾ ⑧a城側は市の建築が城を害すると主張するが、不当である。⁽⁹¹⁾ 皇帝法の定める三〇年ないし四〇年の時効もある。⁽⁹²⁾ また別の皇帝法によれば、路上に建築を建ててそれに対する異議が出されなかった場合、建物がその後撤去されることはない。⁽⁹³⁾ ⑫城側があげる文書は法的効力を持たないし、ブルクグラフやバウマイスターは自身の事項に関して裁判することはできない。書かれた皇帝法にあるとおりである。⁽⁹⁶⁾ ⑨同盟加入に関しては、フエーデを仕掛けられて、しかもライヒからの援助を受けられなかったため、他に仕方がなかった。また同盟がライン宮中伯ループレヒトと対立することになるとは、加入時には思わなかった。⑩市は従来から皇帝・国王・ライヒに対して、ライヒの都市がそうであるように忠誠を尽くしてきたし、現在も国王に対して従順である。それに反する中傷には耳を貸さないでほしい。⑪市と城の間では五〇年以上前に争いがあったが、その後市側は城と市の間に堀を備えた新しい建築を行った。しかしそれによって市が城に対して市への自由な通行を妨げた事実はない。⑬都市の持つ諸特権が尊重されるべきである。⁽⁹⁶⁾ ⑭城側は特権確認を有するというが、市

としては関知しない。市側としては、皇帝カール四世の特権状を得ているところである。続いて市は一三四九年六月にカール四世が市の諸特権を確認した証書の一部を引用する。⁹⁷⑮この点も、これらの建築は城を害するものではない。やはり書かれた皇帝法でもって主張することができる。⑯これは従来から行われてきたことであり、市が不法を行っているわけではない。⑰これも古来の慣習にもとづくものである。⑱市としては道路を良好な状態に保ちたいと考えており、そのために荷車税も徴収するが、それは市がライヒから得ている特権にもとづくものである。⑲これについては城側から要望が伝えられたところであり、市としてはそのとおりにするつもりである。⑳むしろブルクマンたちの方がまず市内で騒擾を起こして城へ逃げ込んだので、市民たちは静穏に城の橋まで赴き、騒擾を起こしたのが誰であったかを確認したうえで、また市内へ戻ったのである。その後、市側は、城側に対して和解による解決を求めたが、城側がそれに応じなかったのである。㉑参審人による裁判は適切に行われており、彼らは適法に参事会に事案をもたらしめている。市はここで前述の一三八七年五月の和解文書を引用する。⁹⁸㉒参審人は適切に補充されているが、彼らの宣誓にブルクグラーフや六人のブルクマンが立ち会わないのは、古来よりの慣習である。⁹⁹㉓問題の建築に関して、城側は長く解決のための交渉をしてこなかった。その後故マインツ大司教アードルフによる解決の試みがなされたところであるが、大司教の死により問題は解決しないままであった。城側が市側に命令したり市民を処罰したりしようとしないのであれば、市側としても対立を解消する用意がある。

市側はここで、主に従来積み重なってきたもろもろの証書にもとづいた城側の主張に対して、ローマ法源を根拠として対抗しようとした。証書の効力を「書かれた皇帝法」で破ることが試みられているのである。この文書を誰が書いたかは不明である。この前後の市側の文書には、こうした学識法援用は見られないので、市自体に学識法の知識のある人物がいたというよりは、市が誰か外部の人間に依頼したという方が可能性が高いように思われる。

フリードベルク市は、一四〇六年以後何度かフランクフルト市に対して、フランクフルトと法的助言等の契約を結んでいたハインリヒ・ヴェルダー Heinrich Welter を仲裁期日のために派遣してくれるよう要請しており、一四〇六年より前にも同様の要請をしていたようである。あるいは、彼が関与していたのかもしれない。⁽¹⁰⁰⁾

また、対立のこの局面でローマ法源が根拠として持ち出されているのは、仲裁人である国王ループレヒトの側の状況を計算したうえのことであるとも考えられる。彼の宮廷は、書記局を中心に、ヨブ・フェーナー Job Vener をはじめとして、かなり多くの学識法曹をかかえており、また宮廷外の学識法曹の知識を利用しうる状況にあった。⁽¹⁰¹⁾市側は、こうした仲裁人サイドへのアピールをねらったのかもしれない。⁽¹⁰²⁾

一四〇四年八月一九日、両者は国王ループレヒトによる仲裁判決に服することを改めて約束している。⁽¹⁰³⁾ここでも争いは、建築その他についてのものとされているが、両者はすべての争いをループレヒトによる仲裁にゆだねたことを宣言し、彼の決定を受け入れることを誓約している。⁽¹⁰⁴⁾この後、手続は進められていたようであるが、しばらくは、合意による解決も仲裁判決も伝わっていない。

一四〇九年五月二八日、城側は、国王ループレヒトによる仲裁に服することを、再度約束した。⁽¹⁰⁵⁾仲裁判決に対して、他の世俗・教会の裁判所などへ訴えたりしないことも約束されている。⁽¹⁰⁶⁾

この後一四一〇年一月二二日に、ようやく国王ループレヒトによる仲裁決定が出された。⁽¹⁰⁷⁾決定は、諸侯以下の貴族および王の顧問の助言を得て、しかも両当事者合意の上で成立したものとされている。⁽¹⁰⁸⁾やはり結局、両当事者の同意を確保したうえで、決定がなされたのである。仲裁決定の内容としては、①両者に決定内容の遵守を命じる。②国王アルブレヒト一世の決定書など、従来の証書は遵守されるべきである。③新市街区の城壁について、国王がみずから視察し、また人をやって調査させた結果、この城壁は維持されるべきと決した。ただし、市は今後、城の同意なしにこれを増築

してはならない。④ブルクマンは新市街区で旧市におけると同様の権利を持つ。しかし、新市街区の住民は、参事会に選ばれる権利を持たない。⑤マインツ門の近くの塔の門は、城および市のために開放されるべきである。市が現在の門を取り壊す場合には、やはり城および市のために、新しい門が開かれるべきである。門番も、ブルクマンおよび市民に自由な通行を認めることを誓うべきである。⑥ byrbaume の後ろの門についても、市はこれを開放するべきである。⑦市が建てた教会の二つの塔に関しては、高さが制限され、また建設は都市参事会の六人のブルクマンの同意を得てなされる。⑧市側による逮捕等に関しては、市は逮捕と身柄の確保はできるが、尋問と弁護はブルクグラーフないしその代理のもとでなされねばならない。⑨市民に債務を負った城の従属民に対する裁判に関しては、市側は彼らをブルクグラーフ以外の裁判官のもとへ訴えることができない。⑩荷車税に関しては、市はこれを徴収することができる。⑪城と市の間での騒擾に関しては、今後、国王アルブレヒト一世の決定書にもとづいて解決されるべきである。⑫参審人の宣誓については、古来のやり方で行われるべきである。⑬ブルクマンと市民の間の紛争に関しては、今後も、国王アルブレヒト一世の決定の条項¹⁰⁹に従って解決されるべきである。ただし、当事者が死亡した場合には、もはやそれ以上争われるべきではない。⑭ライン宮中伯ループレヒトの証書¹¹⁰で定められた、ブルクマンによる家屋等の購入については、購入後も、従来からの市に対する負担は維持されるべきであるが、従来負担を負っていなかったのであれば、そのままであるべきである。⑮市民は万般にわたって、都市参事会に入っている六人のブルクマンと合意するべきである。合意に至らないときには、ブルクマンたちは彼らだけで協議するべきである。⑯市側が建設した新しい門に関しては、国王は今後、使者をフリードベルクへ派遣して検分させ、その結果にもとづいて判断する。⑰一四〇二年に国王のもとへもたらされていた、ブルクマンと市の争いに関しては、今後両者とも争いをやめるべきである。⑱ブルクマンの一部が、ブルクマンの資格を放棄した後に、市と戦った件に関しては、城側には責任がない。⑲両者ともこの決定を遵守して、以後

争いをやめるべきである。また、特に国王アルブレヒト一世の決定書とライン宮中伯ループレヒトの決定書は有効であるべきである。

この仲裁判決では、⑩の荷車税に関する決定のように、市側の主張が認められている部分もあるが、全体に、城側に有利な内容となっている。とりわけ、城側に有利な決定であった、アルブレヒト一世の決定の効力が改めて確認され、⑮のように、市側は都市参事会でもブルクマンの同意を必要とした。城側に有利に推移していた従来の関係を大きく変えるような決定ではなかった、と言える。市側は、前述のようにローマ法源を根拠として持ち出して、事態の打開をはかったのであったが、この国王ループレヒトによる仲裁判決では、特にローマ法源への言及はなく、ローマ法の内容に沿った決定も見られない。学識法の議論を持ち込んで退勢を挽回しようとした市側の試みは、結果としては不発に終わったと言える。

なお、国王ループレヒトは同日付の証書で、ワインへの課税と城内でのワイン販売をめぐる両者の争いを決定して⁽¹¹⁾おり、更にその後、マインツ門新市街区の城壁をめぐる城と市の交渉、および都市教会の塔をめぐる両者の交渉⁽¹²⁾についても史料が伝わっている。

おわりに

以上のように我々は、中世後期ドイツにおける継続的紛争の一例をかなり詳しくたどってきた。一三世紀後半から一五世紀初めまで、フリードベルクの城と市の間で、紛争解決がさまざまに試みられたのであるが、紛争が絶えることはなかった。裁判、税、建築といった同じような分野について、古くからの、あるいはまた新しい争点が浮上して、何

度も争われたのである。その意味では、そのときどきの「解決」は暫定的なものであり、ブルクマンと市民は紛争とともに生きたのであった。

この間、両者の紛争の解決には、常に王権が何らかの形で関与した。関与の仕方は、その時々王権の性格、特にフリードベルクが位置していた中ライン・ヴェッテラウ地方との関係によって差があったが、それでも王権抜きで解決がなされることは基本的にはなかった。これは、フリードベルクの城と市が、国王領の一部として王権の直接支配下に服していたことと対応している。そうした直接支配の中で発生する紛争への対処は、中世後期の王権の司法的活動の重要な部分を占めていたが、フリードベルクにおける継続的紛争はその一例を示すものでもある。

それらの解決の試みの中で、訴えの提起、弁論、判決質問、判決、という伝統的な裁判は一度も行われなかった。その意味では、本論文で取り上げたのはすべて裁判外の紛争解決であった。しかし、等しく裁判外の紛争解決といっても、他方でそれらはバラエティに富んでいたのであり、しかも紛争解決の方式は時代によって変化していったのであった。

一四世紀初めまでは、城と市の領主である国王が、みずから決定を下すという面が比較的強く前面に出ていた。それに対して、一四世紀の三〇年代からは、教会法に由来する仲裁という方式が実践され始める。更に一四世紀七〇年代からは、その仲裁の手続の中で、項目訴訟の方法が使われる。仲裁という解決枠組みが用いられるだけでなく、ここでの主張と応答の方法が学識法訴訟の手続様式に沿ってなされるようになる。これにより、当事者の主張方法と応答方法は、個別化された論点への分割とそれぞれについての論拠提示、それに対するやはり個別化された応答とその論拠提示、という具合に構造化される。このような形で、法学的思考・行動様式の深化が進んでいくのである。⁽¹¹⁾

そして一五世紀初めには、ローマ法源が論拠として指示される。そこでの主張がその後の決定に反映されたわけではないが、それでもこれは、近世の、伝統的法源とローマ法という問題状況を予感させる新しい事態であった。ローマ法

が論拠として持ち出されるということは、これまで国王・仲裁人・当事者が具体的・歴史的に決定を積み上げてきたのに対して、それとは別の次元を開くことであつた。それは確かに「書かれた皇帝法」ではあつたが、そうした具体的・歴史的積み上げの外にあるものであつた。当事者は学識による指示と解釈という形で、それを持ち出すのである。

このようなフリードベルクで見られた解決方式の変化は、同じ当事者の間の紛争にかかわるものだけに、中世後期の間にドイツにおける紛争解決がたどつた歴史的変遷をよく示す事例であると思われる。裁判による解決と裁判外での解決を対置して、中世社会における後者の重要性を強調するのは、確かに重要な論点ではあるが、一口に裁判外での解決といつてもさまざまな方式があり、そこにおいて歴史的変化と法学的思考・行動様式の浸透が見られたことにも、注意を向ける必要があると考えられる。とはいへ、以上に見てきた経過の中で、一三〇六年のアルブレヒト一世による決定を大きな例外として、ほぼすべての決定は結局両当事者の同意を得たうえで下されている。この点からすると、我々が見たフリードベルクのケースは、近世に至るまでドイツにおける紛争解決を貫いていた、当事者の意思の重要性を、改めて印象づける一事例であるとも言えるであろう。⁽¹⁶⁾

このように展開してきた、城と市の間の継続的紛争は、一四一一年以後も、更に続いた。⁽¹⁷⁾ その展開と、そこでの紛争解決方式を詳しくたどることは、別の課題であるが、最後に、本稿冒頭に掲げた一七世紀初めの史料に戻つて、それに一言触れておこう。最初に述べたように、一六一〇年に公にされたこの書物で、フリードベルク市は、城側の不法を指弾し、みずからの主張を展開した。その際に、市は、みずからの立場を一五項目に分かつて展開したが、各項目は更に、史料の根拠によつて区分された一〇数点から三〇〇点以上に分けられて提示され、論述された。この書物は、本稿で見たいような、項目訴訟的手続で使われた文書そのものではないが、それでも、中世後期の項目訴訟的な行為形式に見られる分節化が「発達」を遂げていった姿と、ドイツそして西洋の法文化の一つの側面が、そこには示されているのである。

- (1) Max FOLTZ (bearb.), *Urkundenbuch der Stadt Friedberg*, Bd.1: 1216-1410, Marburg 1904 (以下「UB Friedberg, 1」を略す), Nr.595.
- (2) UB Friedberg, 1, Nr.596.
- (3) 以下の手続をレインに於けるその展開にのっとりて、Gerhard BUCHDA, *Art. Artikelprozess*, in: Adalbert ERLER und Ekkehard KAUFMANN (Hg.), *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, 1.Aufl., Bd.1, Berlin 1971, Sp.233ff., Peter OESTMANN, *Art. Artikelprozess*, in: Albrecht Cordes ua. (Hg.), *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, 2.Aufl., Bd.1, Berlin 2008, Sp.313f., レインの教区裁判所に於ける事柄にのっとりて、Hans Jörg BUDSCHIN, *Der gelehrte Zivilprozess in der Praxis geistlicher Gerichte des 13. und 14. Jahrhunderts im deutschen Raum*, Bonn 1974, S.94-99, 169-176, 中世法學（中世ローマ法學・教会法學）の理論、特にその手続における証明をなす理論にのっとりて、Wolfgang WIEGAND, *Studien zur Rechtsanwendungslehre der Rezeptionszeit*, Ebdelsbach 1977, S.45-74. また、近世以降の展開と西洋法史上の意義をも含めて、小菅芳太郎「措問手続（項目手続）覚書」『北大法学論集』三三巻四号（一九八八年）一四〇頁も参照。
- (4) 例えに、Ernst Vogt (bearb.), *Regesten der Erzbischöfe von Mainz von 1289-1396*, 1.Abteilung 1289-1353, Bd.1, 1289-1328, Leipzig 1913, (ND Berlin 1970), Nr.1646（一二二四年）Bursfeldの修道院長が、LippoldsbergのPropstをレイン大司教のOffiziat、Thilo von Bolaが、レイン大司教のものと争う、事案が仲裁に付される。また、Ebenda, Nr.1791, Johann Friedrich BOHMER und Johannes LAU (bearb.), *Urkundenbuch der Reichsstadt Frankfurt*, Bd.2 1314-1340, Frankfurt a.M. 1905, Nr.30,33,34,35,36,37,40,50（一二二五年から一二二六年）フランクフルトのバルトロメウス教会とレインの教区同僚ジークフリートの争いが、仲裁に付される。項目毎の証言聴取を行われる。Heinrich REMER (Hg.), *Urkundenbuch der Herren von Hanau und der ehemaligen Provinz Hanau*, Bd.2: 1301-1349, (Hessisches Urkundenbuch, 2.Abteilung), Leipzig 1892, Nr.317（一二三七年）ルター・フォン・イーゲンブルクとSimon Weiseの教会保護権、Patronatsrechtをなす紛争において、教会裁判官のもとで、項目に分けられた応答がなされる。ずっと遅く、一四八四年に、フランクフルト市で、仲裁において項目に分けられた文書が使われている事例として、Helmut CONIG, *Die Rezeption des römischen Rechts in Frankfurt am Main. Ein Beitrag zur Rezeptionsgeschichte*, Frankfurt a.M., 1939, S.106.
- (5) UB Friedberg, 1, Nr.600.

- (9) UB Friedberg, 1, Nr.600, Art.1, "... daz uns der alldurchluchtigeste furste und herre her Karl, von gots gnadin Romischir keyser, czu allen cziden merrer des reichs und konig czu Beheym, unsir gnedigir herre, befain und gebadin had ernstlich, dy vorgeante czweyunge und myssehelle czu scheidin myt fruntschaff odir myt rechte."
- (10) Ebenda, Art.2, „Dy fruntschaff wir czuschin den beydin partyen myd erme wilin flievelichin myd truwen dicke han vrsucht, als kuntlich ist, und inkundin dy nyd finden. Sind wir sy nû myd fruntschaff nyd gescheidin mogen, so han wir uff beydir partyen schuldunge, antworte und bryfe, dy sy uns beschreibin gebin hand und vor uns kommen sind, eyns rechten erfaren an fursten, an graven, an herrin, an rittirn, an knechten und an vyl gudin ludin und sprechin ouch selbir czu rechte.“
- (11) Ebenda, Art.5, "Vorbaz me sprechin wir czu rechte: ist es, daz dirre vorgeanten partye keyne, es sy burgman odir burgir, keynirley bryfe odir fryheid erkabird habin nach der vorgeanten sûne und scheidung, als sy Romisch konig Albrecht gesunet und inscheidin had, ..."
- (12) UB Friedberg, 1, Nr.601, "ヘインにおける公証人の歴史について"、武井あたり、Werner SCHUBERT, Geschichte des Notariats und Notariatsrechts in Deutschland, in: Mathias SCHMOECKEL und DERS., (Hg.), Handbuch zur Geschichte des Notariats der europäischen Traditionen, Baden-Baden 2009, S.203-239, S.203ff. を参照。アルプス以北のライン地域、11世紀後半から公証人が史料に登場する。イタリアで広く見られた公証人が、当初はやはり教会分野を通じて次第にドイツに浸透していった。Winfried TRUSEN, Anfänge des gelehrten Rechts in Deutschland, Wiesbaden 1962, S.69-101 に詳しい。
- (13) Ebenda, Art.6, "... der edelherre herre Philippus von Falkensteyn, herre zu Mynzenberg und lantfoid dez heiligen Romischin richs in der Wedirtheysche, ...", Art.8.
- (14) 皇帝カール四世はヴェッテラウのラントフォークト職を、マインツ大司教位への利害関心から、1373年にヴェッティーン家のマイセン辺境伯たちと、1376年にそれを更にフィリップと与えた。Fred SCHWIND, Die Landvogtei in der Wetterau. Studien zu Herrschaft und Politik der staufischen und spätmittelalterlichen Könige, Marburg 1972, S.162ff.

- (12) F.SCHWIND, Landvogtei (注1), S.165.
- (13) UB Friedberg, 1, Nr.604. やはりフーレンツ大司教位に關係した、ループレヒト任命の背景と、それと結びついた、ランツフォークト職とヴェッティナウにおける国王支配の再強化の意図については、F.SCHWIND, Landvogtei (注1), S.166ff.、その長い統治期間の間、特に領邦支配の拡大と安定化に大きな業績を残した、ライン宮中伯ループレヒト一世に「つづつ」 Joachim SPIEGEL, Urkundenwesen, Kanzlei, Rat und Regierungssystem des Pfalzgrafen bei Rhein und Herzogs von Bayern Ruprechts I. (1309-1390), 2 Bde., Neustadt an der Weinstrasse 1996. 彼がカーネン四世の隠微「つづつ」 Hubert RÖHRENBECCK, Karl IV. und die Pfalzgrafen bei Rhein, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte 114 (1978), S.613-643, Meinrad SCHAAB, Geschichte der Kurpfalz, Bd.1: Mittelalter, Stuttgart 1988, S.98ff.
- (14) UB Friedberg, 1, Nr.605.
- (15) UB Friedberg, 1, Nr.606. カール四世皇帝末年の皇帝の戦争「つづつ」 Philipp DIEFFENBACH, Geschichte der Stadt und Burg Friedberg in der Wetterau, Darmstadt 1857, S.107ff.
- (16) UB Friedberg, 1, Nr.608.
- (17) UB Friedberg, 1, Nr.609.
- (18) UB Friedberg, 1, Nr.610.
- (19) UB Friedberg, 1, Nr.610, Art.1, "umbe solliche zweunge und missehel, ..., die uns der alldurchluchtigste furste und herre, her Karl, Romischer keyser, zu allen zzeiten merer des richs und kunig zu Behem, unsir liebir gnediger herre, bevoelen hat zu verhoren und zu entscheiden, und auch dieselben partyen des bedersliie an uns bliben sint und in guten truwen globt hannt stede und feste zu halden, wie wir sie darumb entscheiden: des han wir sie bedersilte verhorit und auch ire brieffe, die sie von Romschen keisern und kunigen hannt, und han sie gutlichen mit ir beider partien wißen und willen entscheiden, als hernach geschriben stet".
- (20) 「ハンニハニヒス」 「皇帝」 「カール」 Martin KINTZINGER, Wenzel (1376-1400, † 1419), in: Bernd SCHNEIDMÜLLER und Stefan WEINMUTTER (Hg.), Die deutschen Herrscher des Mittelalters. Historische Portraits von Heinrich I. bis Maximilian I. (919-1519), München 2003, S.433-445, Peter MORAW, Von offener Verfassung zu gestalter Verdichtung,

Berlin 1985, S.256-259, Heinz THOMAS, Deutsche Geschichte des Spätmittelalters 1250-1500, Stuttgart 1983, S.309-340 参考。彼の国に支配せしむべき František GRAUS, Das Scheitern von Königen: Karl VI., Richard II., Wenzel IV., in: Reinhard SCHNEIDER (Hg.), Das spätmittelalterliche Königtum im europäischen Vergleich (Vorträge und Forschungen Bd.32), Sigmaringen 1987, S.17-39, Ivan HLAVÁČEK, Wenzel IV., sein Hof und seine Königsherrschaft vornehmlich über Böhmen, in: Ebenda, S.201-232 参考。彼の国に支配せしむべき Ivan HLAVÁČEK, Hof und Hofführung König Wenzels IV., in: Peter MORAW (Hg.), Deutscher Königshof, Hoftag und Reichstag im späteren Mittelalter (Vorträge und Forschungen, Bd.48), Stuttgart 2002, S.105-136 参考。

(15) Ekkehart ROTTER (bearb.), Die Zeit Wenzels 1376-1387, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.11), Köln ua. 2001 (ズレバツ UR11 参照), Nr.331, UB Friedberg, 1, Nr.659, „... empfehlen wir dir liebe und geben dir auch volkomen und ganz macht, also daz du mitsamt dem erwidrigen Adolf ertzbischoff zu Mentz, ... die egnante partien beide uff einen nemlichen tag fur uch verbotet und ir beider bewsunge, kuntschaft und brieffe eigentliche verhoeret und sie umb solche tzweytracht uns und dem richte zu eren und yn zu nucz genczeliche verrichtet.“ *「ドムンツルに在る所の國界の線争ひをすべし」* Ph.DIEFFENBACH, aa.O. (注5), S.112f.

(22) Ebenda, „... dem wir auch darumb sunderliche schreiben...“, *「ドムンツルに教く授けられた文書」* UR11, Nr.332, *「ドムンツルに教く授けられた文書」* UR11, Nr.332, Adolfs I. von Mainz unter König Wenzel (1379-1390), (Diss.phil., Giessen, Darmstadt 1924.

(23) F.SCHWIND, Landvogtei (注11), S.176, 444 一三二一年に於てはドムンツルに在る伯爵ハーンマンに「世に於て其の職を保持しつゝたゞの事のみならず」 F.SCHWIND, Landvogtei, S.175f.

(24) F. GRÜNEWALD, aa.O. (注8), S.25f.

(25) UR11, Nr.353, UB Friedberg, 1, Nr.663.

(26) 一三七〇年代後半以後のヴェッテラウにおける都市同盟の展開と活動について F.SCHWIND, Landvogtei (注11), S.237-250, 都市同盟と諸侯・貴族の間の緊張とそれに続く 一三八八-一八九年のいわゆる第一次都市戦争について H.THOMAS, aa.O. (注8), S.324ff.

- (27) UR11, Nr.354, UB Friedberg, 1, Nr.664.
- (28) UB Friedberg, 1, Nr.664, "Und do wir horten, daz beide parten nit eyndrechtig waren, do mochten wir sie nit entrichten nach unsers herren des koniges briff sage; anders wir hetten gern darinne getan, waz darzu gut wer gewest, von unsers herren des kuniges befehlenisse wegen."
- (29) UB Friedberg, 1, Nr.668.
- (30) UB Friedberg, 1, Nr.668, Art1, "... des wir beidersitt czu unsern frunden gangen sin..., die uns herumbe mit unser beider partye willen und wißen gutlichen han gericht, geslichtit und gesumet in alle wiis, als hernach folgt und stet geschrebin:".
- (31) Ekkehart ROTTER (bearb.), Die Zeit Wenzels 1388-1392, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.12), Köln ua. 2008 (ズレヤツ UR12ノ謄本), Nr.54, UB Friedberg, 1, Nr.684.
- (32) UR12, Nr.55, Thomas SCHUP (bearb.), Die Reichsburg Friedberg im Mittelalter. Regesten der Urkunden 1216-1410, (Urkundenbuch der Stadt Friedberg, Bd.2), Marburg 1987 (ズレヤツ Regestenノ謄本), Nr.547, "... mit der mynne oder mit dem rechten".
- (33) F.GRÜNNEWALD, aaO. (註23), S.31.
- (34) F.GRÜNNEWALD, aaO. (註23), S.28ff. トン宮中伯ルーベンスト一世と都市同盟との関係について, M.SCHAAB, aaO. (注24), S.100f. 参照。一三八八年一月六日に、ループレヒトに率いられた諸侯・貴族軍は「ウォルムス近傍」で都市同盟軍を撃破した。この間の動向を国王エンネルとの関係について、また「Eberhard Holtz, Reichsstädte und Zentralgewalt unter König Wenzel 1376-1400, Warendorf 1993, S.85-128 参照」。
- (35) UR12, Nr.63, UB Friedberg, 1, Nr.686.
- (36) UB Friedberg, 1, Nr.686, "Als der allirdurchluchtigste furste, unser libir gnediger herre, herre Wenzlau, von gots gnaden Ronscher konig, zû allin ziiten merer des richs und konig zû Behym, uwir wirde befolin hait und volmacht gebin, uns den burggraven und burgmann zû Frideberg und di burgere und stat daselbis zû berichtene um alle bruche, zweyunge und stoße zuschen uns mit der mynne odir mit dem rechin und nach lude desselbin bevelbriffes:".

wegen gancke volle macht und craft gegeben und geben im die mit craft dicz brifes, euch beyderseyt vor sich zu vorschreiben und zu vordoden in seinen hoff oder anderswo, do im das ebin und bequemenlich ist, die sache zu vorthoren und die von unsern und des reichs wegen zu richten nach fruntschaft oder mit dem rechten. Und gebieten ewern trewen von Romischer kunlichlicher mechte und wollen ernstlichen, das ir im fruntschaft oder des rechten gehorsam sein sollet und doczwischen keines eintraget, die sache ensey dann vor dem obgenannten grafen Gunthern fruntlich, rechtlich und redlich usgetragen."

- (85) Wilhelm FERTSCH, Der Rat der Reichsstadt Friedberg i.d.W. im 16. Jahrhundert, (Diss., jur., Giessen), Giessen 1913, S.11, Reimer Stobbe, Die Stadt Friedberg im Spätmittelalter: Sozialstruktur, Wirtschaftsleben und politisches Umfeld einer kleiner Reichsstadt, Darmstadt und Marburg 1992, S.166.

(86) UR14, Nr.314, Anm.3.

(89) 世く 644⁴, Nr.337, UB Friedberg, 1, Nr.767. 城く 644⁴ UR14, Nr.338.

(19) UB Friedberg, 1, Nr.767, "... mit namen von gebeude und anderer sache wegen ..."

(92) Ebenda, "... haben wir dem erwidigen Johansen erzbischoff zu Meintz, ... bevolhen und im ouch gancke und volle macht gegeben, sulche gebrechen und czweyunge von unsern und des reichs wegen mit der mynne, beyder partye wissen oder sust mit dem rechten nach kuntschaft, underweisung, rede, brife und antwort beyder theile hinlegen und vorrichten sal, usgenommen doch sulche sache, die wir dem edeln Gunthern grafen zu Swarczburg, unserm und des reichs liben getrewen, vormalis zwischen euch zu vorrichten bevolhen haben."

(93) UR14, Nr.337, Anm.3.

(94) 城ハハシナル 變出シウシトバダ⁴ Alois GERLICH, Palzgraf Ruprechts III. Weg zum Königtum, in: Volker Rödel (red.), Mittelalter. Der Griff nach der Krone. Die Palzgrafschaft bei Rhein im Mittelalter, Regensburg 2000, S.37-52, Ernst SCHUBERT, Königsabsetzung im deutschen Mittelalter. Eine Studie zum Werden der Reichsverfassung, Göttingen 2005, S.362-420. 廃位前後のフリードリヒルク城の動向について⁴ Regesten, Nr.660, 667, 668, 670-673.

(95) 城ハハシナルに於てベズーメン貴族の反抗について⁴ Winfried EBERHARD, Gewalt gegen König im spätmittelalterlichen

- Böhmen. Adelliger Widerstand und der Ausbau der Herrschaftspartizipation, in: Martin KINTZINGER und Jörg ROGGE (Hg.), *Königliche Gewalt – Gewalt gegen Könige. Macht und Mord im spätmittelalterlichen Europa* (Zeitschrift für Historische Forschung, Beiheft 33), Berlin 2004, S.101-118.
- (66) 国王ヘーノムランドの王位継承に際し Oliver AUGE und Karl-Heinz SPRESS, *Ruprecht (1400-1410)*, in: B.SCHNEIDMÜLLER u. S.WEINFURTER (Hg.), aa.O. (注8), S.446-461, P.MORAW, aa.O. (注8), S.355-357, DERS., *Ruprecht von der Pfalz. Ein König aus Heidelberg*, in: *Zeitschrift für die Geschichte Obertheims* 149 (2001), S.97-110, H.THOMAS, aa.O. (注8), S.341-376, M.SCHAAB, aa.O. (注3), S.123-144を参照。彼の国王ヘーノムランド王位継承に際し Ernst SCHUBERT, *Probleme der Königsherrschaft im spätmittelalterlichen Reich. Das Beispiel Ruprechts von der Pfalz (1400-1410)*, in: R.SCHNEIDER (Hg.), aa.O. (注8), S.135-184を参照。
- (67) F.SCHWIND, *Landvogtei* (注1), S.177ff.
- (68) UB Friedberg, 1, Nr.777,778,779, R.STOBBE, aa.O. (注8), S.216.
- (69) R.STOBBE, aa.O. (注8), S.216.
- (70) Ute RÜDEL (bearb.), *Die Zeit Ruprechts 1400-1403*, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.15), Köln ua. 2009 (ズルツェ URI5を参照), Nr.432, UB Friedberg, 1, Nr.791. ノーベムランド公国と
 國境の紛争に
 関する事
 Ph.DIEFFENBACH, aa.O. (注9), S.121ff.
- (71) URI5, Nr.435, UB Friedberg, 1, Nr.792.
- (72) UB Friedberg, 1, Nr.581, Art.8, Z.1-15, Art.8a, Z.1-3.
- (73) UB Friedberg, 1, Nr.668, Art.3, Z.9-11.
- (74) UB Friedberg, 1, Nr.162, Art.4.
- (75) UB Friedberg, 1, Nr.794. 口口の事件については裁判官になれなく、という原則との関係で、この文書に触れるのは、
 F.BATTENBERG u. A.ECKHARDT, aa.O. (注3), S.97f. しかし、それ以外に、これまでこの文書について詳しい検討がなされて
 きたわけではな。
- (76) 全体に権利の不行使とその効果にかかわる法文が指示されている。具体的な根拠法文としては、以下のものがあげられ

い。C.7.39.3 および D.11.0 年と四〇年の消滅時効。C.3.34.13 = 不使用による役権 *servitus* の消滅。C.3.34.10 = 水についての役権の消滅。D.8.6.8 = 雨水をある土地に落とす権利を持つ者が、他人がその土地に建物を建てることを認めるならば、その権利を失う。ある土地の通行権を持つ者が、他人がその土地にものを建てることを認めるならば、その権利を失う。D.10.3.28 = 共有物分割の訴えについての法文。共有者の一人が他の共有者の意思に反して行為することはできない。他の共有者には禁止権がある。しかし他の共有者が禁止権の行使をしなかった場合、建物を建てた共有者はその撤去を強制されることはない。D.50.17.60 = 自分のために他人が介入するのを禁止しなかった者は、委任を行ったものと見なされる。なお、ロー法文のテキストは *Corpus iuris civilis*, Vol.1, *Institutiones*, Digesta (Paulus KRUEGER, Theodorus MOMMSEN), Vol.2, *Codex Iustinianus*, (Paulus KRUEGER), ND Berlin 1954, 教会法源のテキストは *Corpus iuris canonici*, P.2, *Decretalium collectiones*, (Aemilius FRIEDBERG), ND Graz 1959 を参照。

(77) 全体に、不適切な判断は受け入れられないことを示す法文が指示されている。具体的な根拠法文としては、D.18.1.7 = 売買契約の法文。売り主の判断にしたがって値段が決まるような条件付きの売買契約は無効である。誠実な第三者 *boni viri* の判断による。D.19.2.24 = 賃約の法文。所有者（請負の注文主）の判断によって仕事の完成が決められるような契約は無効である。誠実な第三者の判断で行われるべきである。D.38.1.30 および D.27 および D.11 = 解放奴隷の仕事に関する法文。D.17.2.76 = 組合契約者の持分の決定に関する法文。誠実な第三者による決定がなされるべきである（おかしい人間の判断なら従わなくてよい）。D.28.9 = 裁判官の判断が不正なものであれば、当事者は異議申立ができる。

(78) 公の利益が害されるべきでなくことを示す法文（C.1.19.2 および C.1.22.6）が指示されている。

(79) ここでは根拠として、C.1.2.12 = 教会の諸特権は尊重されるべきであり、また教会法に反する定めは無効である。D.2.14.38 = 公の法は私人の約定によっては変更されえない。Iust.2.1.7 = 神聖なる物は何びどのものにもならない、といったローマ法源が指示される。

(80) 根拠法文としてあげられているのは、C.7.39.3 および D.11.0 前出（注76）、C.5.62.12 = 自発的な後見による負担は特権を減じない、などである。

(81) D.38.1.30 = 前出（注72）、D.17.2.76 = 前出（注72）、D.28.9 = 前出（注77）など。

(82) 根拠法文は、D.43.19.3.15 = 通行権の原状回復、D.43.11.1.2 = 公道の原状回復。

- (83) D.7.1.44 および 61 = 用益権者は壁に新たな上張りをしてはならない。受け取った物を維持することと新たな物を作ることは違うからである。また、用益権者は壁に新たな雨樋を取り付けてはならない。D.39.1.1.13 = 新たな役務の通知について。C.1.9.19 = ユダヤ人のシナゴークの新築は認められないが、既存の建物の補修は許す。
- (84) D.50.17.60 = 前出 (注 76)。
- (85) 教会法源からあげられているのは、X.5.31 = 聖職者の非行に関する章、X.5.1.2 = 前もって警告されても改めなかった司教が告発される、X.2.3.5 = 相手方から要求を受けて訴訟関係文書を開示・伝達する。他にローマ法源として、D.2.12.1 = 出廷を強制されない時期でも、当事者が自発的に出廷した場合は、下された判決は有効である。D.50.17.1.42 = 黙している者は、自認したわけではないが、否認したわけでもない。C.2.12.17 = 訴訟代理人に関する法文。D.10.3.28 = 前出 (注 76)。
- (86) D.43.19.3.15 = 前出 (注 28), D.43.11.1.2 = 前出 (注 28)。
- (87) 根拠法文は、D.18.1.7 = 前出 (注 77) / D.19.2.24 = 前出 (注 77) / D.38.1.45 = 解放奴隷の事務について / D.17.2.76 = 前出 (注 77) / D.2.8.9 = 前出 (注 77) / D.2.8.10 = 裁判官が選んだ保証人について異議を申し立てることも可能である。
- (88) C.8.10.10 = 帝国内各地における建築の許可。
- (89) 根拠法文は C.8.11 (12).7 = 門、水道、城壁の補修と建設が確実になされるべきこと。および C.1.2.7 = 道路と橋の建設に関する法文。
- (90) 根拠法文は C.8.11 (12).22 = 開始された工事が完成した後でなければ、新たな公共工事を始めてはならない。
- (91) 根拠としてあげられるのは、C.1.2.12 = 前出 (注 67) / D.2.14.38 = 前出 (注 79) / Inst.2.17 = 前出 (注 67)。
- (92) C.7.39.4 = 前出 (注 79)。
- (93) D.43.2.17 = 公共の場所や道路における建築物に関する法文。
- (94) 市の文書では、この場所に、城側の主張の第一二項に対する市側の反論が登場している。
- (95) D.48.7 = 自由に関する争いについては、仲裁裁判官は判決を出すことを強制されることはなく、事案はむしろ上位の裁判官のもとで決定されるべきである。D.5.1.17 = 一方の訴訟当事者が裁判官を単独相続人ないし共同相続人に指定した場合、別の裁判官が指名されるべきである。何人も自身の事項の裁判官となることはできないからである。更に C.1.19.7 = 裁判官は法に反して出された勅答に対して反論しなければならない。

- (96) 根拠法文として C.1.143 = 都市や属州などに認められた法の一般法に対する効力、C.1.149 = 不確かな内容の法についての法文、D.37.1.10 = 遺産占有において法の不知は助けにならない、など。
- (97) UB Friedberg, I, Nr.396, Z.25-29.
- (98) UB Friedberg, I, Nr.668, Art.7.
- (99) ハンジューをたの三〇年なつ四〇年の時効に関するローマ法源に言及がなされる。C.7.39.3 および 4 = 前出 (注 76)。
- (100) UB Friedberg, I, Nr.823, 828, Regesten, Nr.803, ハインリヒ・ヴェルダーは、下級聖職者であったと思われるが、一二九九年以後、フランクフルト市と契約を結び、教会裁判所での訴訟代理、法的助言、外交活動などを行なったになっていた。学位保有は確認できないが、学識法の知識は備えていたものと考えられる。彼については、H.COING, aa.O. (注 4), S.153ff. 参照。また、一四〇二年ころの、学識法曹の手になると思われる鑑定意見も伝わっており、一四〇四年一月の市側の文書と関係があるものと思われる。Hessisches Staatsarchiv Darmstadt, Repertorien Burg Friedberg, F3, Convolut 1-2.
- (101) 国王ルートヴィヒの宮廷と学識法曹の関係については、Peter MORAW, Beamtentum und Rat König Ruprechts, in: Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins 116 (1968), S.59-126, S.110-124, DERS., Kanzlei und Kanzleipersonal König Ruprechts, in: Archiv für Diplomatik 15 (1969), S.428-531, S.453ff., 476ff. エド・ヘーナーンについては、Hermann HEIMPPEL, Die Vener von Gmünd und Strassburg 1162-1447. Studien und Texte zur Geschichte einer Familie sowie des gelehrten Beamtentums in der Zeit der abendländischen Kirchenspaltung und der Konzilien von Pisa, Konstanz und Basel, Bd.1, Göttingen 1982, S.159-621.
- (102) 同様の推測として、F.BATTENBERG u. A.ECKHARDT, aa.O. (注 5), S.97f. ルートヴィヒのまじりおける国王宮廷裁判所の制度的発展については、Friedrich BATTENBERG, Gerichtsschreiberamt und Kanzlei am Reichshofgericht 1235-1451, Köln-Wien 1974, S.229f. DERS., Das Hofgerichtssiegel der deutschen Kaiser und Könige 1235-1451, Köln-Wien 1979, S.50ff. DERS., Von der Hofgerichtsordnung König Ruprechts von 1409 zur Kammergerichtsordnung Kaiser Friedrichs III., von 1471, in: DERS., Beiträge zur höchsten Gerichtsbarkeit im Reich im 15. Jahrhundert, Köln-Wien 1981, S.21-81. また拙稿「中世後期ドイツの国王裁判所——最近の研究によるその再評価について——」『北大法学論集』四四巻四号 (一九九三年) 一三五—一五七頁、一四〇頁以下、および拙稿「一五世紀初頭ドイツ国王宮廷裁判所の手続 (史料紹介)」『北大法学論集』四四巻

六号（一九九四年）四八九—五〇〇頁を参照。

(103) UB Friedberg, 1, Nr.800.

(104) Ebenda, "... wir aller und igitlicher spenne, yruche und zweyunge zuschen uns, es sii von buwes oder ander sache wegen, wie sich die verhandelt habent bis of datum dis briefs, nichts usgenommen, an den alldurchluchtigsten hochgebornen fursten und herren Ruprecht von gots gnaden Romischen kunig, zu allen ziten merer des richs, unsern lieben gnedigen herren, genzlichen gestalt haben zu mynne und zu rechte, und stellen daz auch allez also an yn in crafft dis briefs, also wie er uns darumb entscheidet und seczet und auch ordent und begriffet, furbas von und von beiden sitten gehalten zu werden, daz wir das yeweder sitte genzlichen, stete und veste halten, tun und follenfuren sollen und wollen ane allerley intrag, widerstand, hindernis und gewerde.."

(105) UB Friedberg, 1, Nr.832, "... das wir die mit gutem fryen willen und rechter wißen an den alldurchluchtigsten fursten und herren herrn Ruprechten von gots gnaden Romischen kunig, zu allen ziten merer des richs, unsern allernedigsten herren, zu der gutlichkeit und dem rechten gestalt und gesaczt haben, stellen und seczen auch mit diesem briefe.."

(106) Ebenda, "...und das wir auch mit wollen oder sollen dawider reden oder tun oder schaffen getan werden weder mit gerichte oder ane gerichte, geistlichen oder werntlichen, heimlichen oder offenlichen oder in dheime ander wise, ane allez gewerde.."

(107) UB Friedberg, 1, Nr.840.

(108) Ebenda, Art.2, "... und haben sie beidersitt mit rade unser fursten, edeln und getruwen und auch unser rete, geistlicher und weltlicher in der gutlicheid entscheiden ..."

(109) UB Friedberg, 1, Nr.162, Art.2.

(110) UB Friedberg, 1, Nr.610, Art.14.

(111) UB Friedberg, 1, Nr.841.

(112) UB Friedberg, 1, Nr.842.

- (113) UB Friedberg, 1, Nr 843.
- (114) 項目訴訟の手法が法史上および現在に至るまで、法学的思考の根本を支える要素であることについては、小菅、前掲論文(注3)、七頁、および小川浩三「分析 論証の論証 日本における法学的論証と結果志向」グンター・トイブナー「編」村上淳一・小川浩三訳『結果志向の法思考 利益衡量と法律家的論証』(二〇一一年 東大出版会)一八九―二二九頁、二二〇、二二八頁。
- (115) 本稿(一)注4で挙げた服部良久氏の研究の基礎にある問題関心である。
- (116) 特に中世初期に見られた、こうした性格が、その後も根強く存続したことについて、西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書」『北大法学論集』四一卷五・六号(一九九一年)二九―一二頁、一〇七頁以下。
- (117) 一四一一年以後、一五世紀末までの城と市の間の紛争については、Thomas Schirp, Die Reichsburg Friedberg im Mittelalter. Untersuchungen zu ihrer Verfassung, Verwaltung und Politik (=Wetterauer Geschichtsblätter 31), Friedberg 1982, S.200-212, R.Stobbe, aa.O. (注8), S.162-209を参照。一四五五年にフリードベルク市の質権を城が獲得したことで、城への服従宣誓を行わねばならなくなった市側はますます劣勢となった。市側は、一四八〇年代に、領邦君主として勢力を増してきたヘッセンのラントグラーフの保護下に入ることによって事態を打開しようと試みたが成功せず、城側の優位が確立した。その後の近世における城と都市の争いについては、Klaus-Dieter Rack, Die Burg Friedberg im Alten Reich. Studien zu ihrer Verfassungs- und Sozialgeschichte zwischen dem 15. und 19. Jahrhundert, Darmstadt und Marburg 1988, S.94ff.
- (118) Heinrich von Rosenthal, Johannes Goeddaeus, Gründlicher Bericht der heyligen Reichs Statt Friedberg Standt, Regalien, Privilegien, Rechten und Gerechtigkeiten und der Röm. Keys. Mayest. Unsers Allerniedigsten Herrn ohnmittelbare Superioritet, und des heyligen Roemischen Reichs Interesse wider der Burg daselbst an gemaste Newerungen und erwagte Strittigkeiten, o.O. 1610.